

【資料 2】

医療機器サプライチェーン再構築チャレンジ事業業務委託仕様書

1 名称

医療機器サプライチェーン再構築チャレンジ事業業務委託

2 目的

国では、国民の生活に欠かせない医療機器のうち、特に生命維持管理に必要な医療機器が不足した場合には、人命に著しい影響を及ぼす可能性があることを鑑み、大手医療機器製造販売事業者に対して、部品・原材料調達先のマルチ化（部品・原材料の入手しやすさを考慮した開発や供給不安や停止に備えた他の製造業者／代替品の選定・試験）について検討するよう方針が示されたことを契機と捉え、秋田県内企業（以下「県内企業」という。）が医療機器製造販売業者及び医療機器販売業者、福祉機器製造販売業者等（以下「医療機器メーカー等」という。）のサプライチェーンに参入できるよう支援する。

3 業務の委託期間

契約締結の日から令和 7 年 2 月 28 日まで

4 業務の概要

(1) 医療機器メーカー等のサプライチェーンへの参入支援

国の示した当該方針に対応する医療機器メーカー等の動向を踏まえ、当該サプライチェーンへの参入を目指す秋田県次世代ヘルスケア産業協議会会員（秋田県内に事業所を有する企業に限る。）及び県内企業に対し、訪問やオンライン面談（以下「訪問等」という。）により、現に製造している製品や製造に係る技術力について把握した上で、当該サプライチェーンへの参入に向け、次の①～④で示す支援やアドバイスを行うこと。

① 訪問等による県内企業の現状把握及び既存製品に対するアドバイスの実施

訪問等により県内企業が現に製造している製品や技術力を把握し、当該サプライチェーンへの参入に向けたアドバイスを行うこと（20社程度）。

② 当該サプライチェーンへの参入を目指した伴走支援の実施

4(1)①で訪問等を行った県内企業のうち、事前に委託者と協議の上、当該サプライチェーンへの参入が期待される製品や技術を有する企業、又は当該サプライチェーンへの参入に対して意欲がある企業を選定し、具体的なアドバイスや参入に向けたロードマップの作成などについて、伴走支援を行うこと（6社程度）。

③ 医療機器メーカー等とのマッチングの実施

4 (1) ②で伴走支援を行った県内企業と医療機器メーカー等が、サンプルの提供や見積もり依頼など具体的な成果に結びつくようマッチングを行うこと（4社程度）。なお、マッチングを行う県内企業の選定にあたっては、事前に委託者と協議すること。

④ 医療機器メーカー等が参加する展示会への出展及び県内企業の出展支援の実施

4 (1) ①で訪問した県内企業のうち、医療機器メーカー等が参加する展示会への出展を希望する企業（4社程度）を取りまとめ、秋田県として出展すること。また、出展する県内企業に対する支援（事前 PR 方法のアドバイス指導、展示期間中での医療機器メーカー等の秋田県ブース招致、商談後のフォロー）を行うこと。なお、出展する展示会については、委託者と協議して決定すること。

(2) 医療機器メーカー等から講師を迎えたセミナーの開催

医療機器メーカー等のサプライチェーン参入に関心がある秋田県次世代ヘルスケア産業協議会会員及び県内企業に対し、医療機器等の開発動向や開発ニーズについてセミナーを1回以上開催すること。なお、当該セミナーの開催に当たっては、次の①～⑥で示す内容により開催すること。

- ① 当該セミナーは秋田県内で対面により開催することとし、会場は委託者が手配する。
- ② 当該セミナーのテーマの設定に当たっては、委託者と協議の上、決定すること。
- ③ 当該セミナーの開催に当たり、医療機器メーカー等から講師を招聘する場合には、委託者と協議の上、決定すること。なお、講師に対する謝金、旅費は受託者が負担するものとする。
- ④ 当該セミナーの開催に際し、講師と県内企業との個別面談を行うこと。
- ⑤ 当該セミナーをPRするチラシの作成及び参加者の募集を行うこと。なお、参加者の募集に当たっては、委託者と協力して行うこと。
- ⑥ 新型コロナウイルス感染症の拡大など、当該セミナーを対面で開催出来ない場合には代替え方法を委託者と協議すること。

5 留意事項

(1) マッチング支援について

- ① 次のア～エの項目については、委託者が実施する。

ア サプライチェーンへの参入を希望する企業の募集

イ 県内企業訪問に際して日程調整

ウ 県内企業訪問に際しての移動手段の確保

エ 県内企業とオンライン面談する際のウェブ会議システムの準備及び運営

- ② 訪問等により県内企業の現状把握及び既存製品に対するアドバイスを

う時間は各社1時間以上を確保すること。

③ 医療機器メーカー等と県内企業をマッチングした際は、その内容について報告書を作成し委託者に提出すること。また、医療機器メーカー等と県内企業の双方からアンケートにより意見収集を行うこと。

④ 4(1)①で示す展示会への出展費用の総額はコマ代及びブースの造作費用などの関係経費を含め200万円（消費税及び地方消費税含む。）以内とし、当該展示会への出展申込み、出展料の支払い、展示ブースの作成は受託者が行うこと。なお、新型コロナウイルス感染症の拡大など、展示会が開催されない場合には代替え方法を委託者と協議すること。

(2) セミナーについて

① 講師の選定及び交渉、手配については、委託者と協議の上、受託者が行うものとする。

② 4(2)④に示す個別面談の方法については、委託者と協議の上、決定すること。

6 個人情報保護

本業務で知り得た情報（参加者の情報を含む。）については、本業務外での使用を禁ずるものとする。

7 委託費の内訳

4の(1)～(2)の実施に要する費用（謝金及び旅費の支払を含む。）並びに業務報告書作成費用、消費税及び地方消費税とする。

8 業務の実施体制

業務全体の企画及び準備、マッチング支援の実施やセミナーの運営等、当該事業の実施に必要なスタッフを確保すること。

9 委託者への報告書類

(1) 委託業務実績報告書及び委託業務完了届

本業務が完了してから10日以内に、委託業務実績報告書及び委託業務完了届を提出すること。

委託業務実績報告書には、面談等の開催日時及び場所、概要、各種資料、面談の記録、アンケート結果などを記載し、実施企業一覧を添付すること。

(2) その他

適正な事業の執行のため、委託者は受託者に報告を求めることができる。

10 その他

この仕様書に定めていない事項については、委託者と受託者が協議の上、決定するものとする。